

暮らしの「わざ」を伝える「なりわいの匠」の利用方法

- ① ガイドブックや市内の匠一覧をご覧ください、やってみたいものがありましたら、「胎内市役所 農林水産課 農村交流係」または「胎内市役所 定住促進担当」に連絡してください。
- ② 農村交流係の担当が「なりわいの匠」に連絡、利用者とのコーディネートを行います。
- ③ 「なりわいの匠」と直接、日時・場所等を打合せしていただきます。
- ④ 約束の日時・場所で匠の技を堪能。

※ 季節により、実施できる内容が制限される場合があります。

※ かかる費用等は、それぞれ異なります。

なりわいの匠とは？

新潟県の農山漁村体験インストラクターです。農山漁村地域の暮らしの中で培われた高い技術や技能を持った方を、県知事が指導者として認定しています。体験交流や講習、イベントでの実演などで、現在、約 2,000 名が活躍しており、胎内市には 43 名いらっしゃいます。

お問い合わせ

胎内市役所 農林水産課 農村交流係

電話：0254-43-6111（内線 1242）

胎内市役所 定住促進担当

電話：0254-43-6111（内線 1364）